第二十九条の二第三項中「前条第一項の」を「第二十七条第二項の規定による納付及び第二十八条第一項の規定による積立てをしてなお」に改め、「、同項の規定にかかわらず」を削り、「に事業年度ごとに政令で定める割合を乗じて得た額」を「のうち全部又は一部」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、特別振興資金に充てる金額は、第二十一条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可を受けた事業計画を踏まえて次条第一項の承認を受けた貸借対照表に記載した金額とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十三条の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

3　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

政　令

復興庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十一号

復興庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第三項及び第十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「九人」を「八人」に改める。

第四条の表岩手復興局の項及び宮城復興局の項を削る。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十二号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「住居手当」を「在外住居手当」に改める。

第一条中「第十条第一項」を「第十一条」に改める。

第二条の見出し中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同条第一項中「第十二条第一項本文」を「第十四条第一項本文」に改め、同条第二項中「第十二条第一項ただし書」を「第十四条第一項ただし書」に改める。

第三条中「第十五条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

別表第一　在勤基本手当の月額（第一条関係）

一　大使館

地域	所在国	号											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	980,000	850,000	799,300	772,100	731,300	663,400	595,500	527,600	473,200	446,000	418,900	391,700
	インドネシア	840,000	710,000	666,100	640,700	602,500	538,900	475,300	411,700	360,800	335,300	309,900	284,500